



(公財) 国際宗教研究所 宗教情報リサーチセンター

# 「ラク便利」 小特集

→他の論文・研究ノート・小特集のバックナンバーは[こちら](#)をご覧ください。

\*印刷してご利用の際は2頁目以降を印刷して下さい。

小特集①

## 高橋克也被告裁判に関する報道

### はじめに

2012年に逮捕された、オウム真理教元幹部の高橋克也被告(57)の裁判員裁判が2015年1月16日から4月30日にかけて行われた。判決は無期懲役で、ほぼ検察側の主張に沿ったものとなっている。高橋被告は、1987年に出家した古参信者で、「諜報省」次官として機密情報の収集や盗聴などの非合法活動を担当し、井上嘉浩死刑囚らを支えた。1995年の地下鉄サリン事件後に逃亡し、埼玉県所沢市や神奈川県川崎市などに潜伏、同様に逃亡していた菊地直子被告と2007年まで行動を共にしていた。2012年6月に高橋被告が逮捕された際には、松本智津夫(麻原彰晃)死刑囚の写真や書籍を所持しており、逮捕後の取り調べでも松本死刑囚を「尊師」と呼ぶなど、まだ信仰心が残っているとされている。

本年は地下鉄サリン事件から20年という節目を迎えており、日比谷線にサリンを散布した豊田亨死刑囚の送迎役を務めた高橋被告の裁判によって、再びメディアで地下鉄サリン事件が耳目を集めたということが前号にまとめられている(『ラク便り』66号小特集①参照)。公判は39回に上り、裁判員裁判では過去最多の回数となった。地下鉄サリン事件を裁判員が裁くのは初めてで、20年過ぎた事件の被告自身の記憶や、オウム真理教の特殊な教団用語などから、裁判員は難しい判断を迫られることとなった。本小特集では、各公判において見られる宗教的要素の記事に注目してまとめる。

### 1. 裁判の争点と初公判

1月16日に行われた初公判で、高橋被告は、1995年3月の地下鉄サリン事件などの4事件で殺人罪や殺人未遂などに問われた。主な起訴内容は次の通りである。

① VX事件の殺人・殺人未遂(1994年12月～95年1月)

② 目黒公証人役場事務長 仮谷清志さん 監禁事件の逮捕監禁致死、死体損壊(1995年2月～3月)

③ 地下鉄サリン事件の殺人・殺人未遂(1995年3月20日)

④ 都庁爆発物郵送事件の殺人未遂・爆発物取締罰則違反(1995年5月)。

これら起訴事実に対し、高橋被告及び弁護側は、ほぼ全ての事件を否認し、「殺意がなかった」と主張した。また、VX事件と地下鉄サリン事件の際の教団幹部との共謀を認めず、その一方、仮谷さん事件と爆発物郵送事件は幫助罪にとどまり、上記の犯罪は全て「教祖や上司の指示によるもの」で高橋被告は無罪と主張した(毎日・東京1/16、東京・東京1/16ほか)。以降、同裁判では、高橋被告が「殺意を認識していたか」が争点となり、元教団幹部の証言を交え、審理が行われていった。

審理が本格化する前の第2回公判では、元教団幹部の中村昇受刑者と「ひかりの輪」の上祐史浩代表が証人出廷した。中村受刑者は、教団の「ヴァジラヤーナ」と呼ばれる教義が強調され、殺人行為を「ポア」と呼び、「(対象の人が)悪行を積まないようにするために行う」と正当化していった経緯について説明し、教義によって高橋被告らが信者に犯罪を実行させた

仕組みについて証言した。検察・弁護側は「ヴァジラヤーナ」などの特殊な教団用語を、裁判員のために中村受刑者に説明させるなどの配慮を行った。上祐代表は、「計画全体を知っていたのは一部の幹部であった」と、高橋被告側の主張に沿う証言を行った（読売・東京 1/20、朝日・東京 1/20 ほか）。

## 2. 各公判に見られる宗教的要素

高橋被告の公判は、事件発生順に審理が行われた。各紙の記事は、高橋被告が事件で果たした役割について、証人尋問によって事実確認を問う内容が多かった。一方、事件の宗教的要素を記述した記事もいくつか見ることができる。証人等の証言から、新事実が出たということは無かったが、公判順に、裁判の争点と宗教的要素が記事中でどう報じられたかまとめる。

### ① VX 事件

検察は、高橋被告が浜口忠仁さん VX 殺害事件、「オウム真理教被害者の会」（現・オウム真理教家族の会）会長の永岡弘行さん殺害未遂事件で、VX の殺傷能力を認識していたとして殺人・殺人未遂罪を主張。弁護側は、教団が作った VX に「殺傷能力が無いと思っていた」と殺意を否定した（毎日・東京 1/21、東京・東京 1/21 ほか）。証人尋問では、井上死刑囚、中川智正死刑囚、新実智光死刑囚が出廷した。

この公判では、殺人を意味する教義である「ポア」という言葉が、「誰からの指示か」や、「教団内での使われ方」に注目した記事が多く見られた。高橋被告の上司であった井上死刑囚は、「VX でポアしろ」という松本死刑囚からの指示を伝えたことを証言（日経・東京 1/22、毎日・東京 1/22 ほか）。また、松本死刑囚の指示は「善悪を超えた救済」であり、疑問を持てば自分が「ポア」されかねなかったと述べた（朝日・東京 1/22）。実行犯の中川死刑囚は、打ち合わせの時に「ポア」という言葉を使用したと証言したが、「教団内で、『ポア』が殺人という意味を持つことを、ほとんどの人が知らなかった」と述べ、高橋被告ら実行犯が、「ポア」の意味を知っていたかについては「グレーゾーン」と語った（読売・東京 1/23、日経・東京 1/23 ほか）。補助役の新実死刑囚は、松本死刑囚から『神通力』を使ってポアしろ」という指示を受けたと証言し、「神通力」は VX、「ポア」は殺人のことで説明。尋問中に松本死刑囚を「尊師」と呼ぶなど、現在でも強い帰依を見せていることが報じられている（朝日・東京 1/24、産経・東京 1/24、毎日・東京 1/24 ほか）。

### ② 仮谷さん監禁致死事件

検察は、高橋被告が実行役として仮谷さんを監禁したとして、逮捕監禁致死罪を主張。弁護側は、逮捕監禁致死罪の成立を否定、逮捕監禁罪の幫助にとどまるとした（日経・東京 1/30、読売・東京 1/30、産経・東京 1/30 ほか）。証人尋問では、中村受刑者、井上死刑囚、中川死刑囚が出廷した。

同公判を報じた記事のほとんどが、高橋被告の役割についての事実認定を追った記事となっている。宗教的な要素が出たのは、同事件の指示役であった井上死刑囚の「ポア」についての発言であった。井上死刑囚の尋問では、睡眠薬を投与した中川死刑囚から、「ポアできる薬を試したら亡くなった」と事件後に聞いたと述べたが（毎日・東京 2/3、東京・東京 2/3 ほか）、中川死刑囚は、この証言を否定し、仮谷さんの死因をあくまで麻酔薬投与による副作用であることを強調した（毎日・東京 2/4、日経・東京 2/4、朝日・東京 2/4 ほか）。

### ③地下鉄サリン事件

「地下鉄サリン事件」で検察は、高橋被告が「サリン散布の目的」や、「サリンの殺傷能力」を認識し、「事前の共謀を行った」と主張。弁護側は「運転役として指示されただけ」で、「サリンを散布することを知らなかった」と殺意を否定した（東京・東京・夕2/13、朝日・東京2/14、日経・東京2/14ほか）。証人尋問では、広瀬健一死刑囚、小池（旧姓・林）泰男死刑囚、林郁夫受刑者、新実死刑囚、井上死刑囚、中川死刑囚らが証言を行った。

公判では、サリンを散布し、大量に人を「ポア」（殺人）することが、教団内で「救済」として認識されていたことが記事になっていた。この件に関しては、次の二人の死刑囚が証言を行っている。サリン散布役の広瀬死刑囚は、松本死刑囚が日頃から「現代人は悪行を積んでいて、通常の教えでは救済できない。ポア（殺人）によって救済する」と語っていたとし、事件前に故・村井秀夫元幹部からのサリン散布の指示を聞いた際、「多くの人が亡くなるが、幸福な世界に転生させる救済だと思った」と証言した（朝日・東京・夕2/16、読売・東京・夕2/16ほか）。送迎役の新実死刑囚は、前日の共謀時に「サリン」という言葉を使わなかったとしながらも、同事件を「オウムと関係ない人たちにとっても、魂のステージを上げる救済の一環だった」とし、その考えが今でも変わっていないことを証言した（毎日・東京2/19、産経・東京2/19ほか）。

一方、教祖である松本死刑囚の存在については、次のような証言があった。

サリン製造役の中川死刑囚は、松本死刑囚について「指示・命令は絶対で、（私にとって）人間ではなく、化け物のような、殺されるより怖い存在」であったことを語った（朝日・東京2/20、産経・東京2/20）。総合調整役の井上死刑囚は、同事件の目的を、松本死刑囚の『宗教戦争が起こる』という予言を現実にするため」と思ったことを証言している（朝日・東京2/21）。

このような中、読売新聞は広瀬死刑囚の手記を紹介した。手記は広瀬死刑囚と面会を続けていた、フォトジャーナリストの藤田庄市氏から依頼され執筆したもので、「理系エリート」だった学生時代にオウムに引き込まれた体験を記したものだ。生きる意味を考えていた時に、松本死刑囚の著作を読んだことで神秘体験をし、オウムの世界観が一举に「リアリティーを帯びた」ことなどが記述されている。サリン散布についても、「救済としか思えませんでした」とする。川島賢二・恵泉女学園大学学長は、手記を、カルトによる勧誘への対策に役立つものとして評価している（読売・東京2/17）。

### ④都庁爆発物郵送事件

検察は、爆発物の起爆装置を作成したとして、殺人未遂や爆発物取締罰則違反で起訴。弁護側は、爆発物の殺傷能力の低さから殺意があったことを否定した。証人尋問では、中川死刑囚、井上死刑囚が出廷した。

公判では、ほとんどが爆発物の殺傷能力に関する証言中心であった。指示役の井上死刑囚は「麻原（松本死刑囚）を信じたことが罪の始まりだった」と反省を述べ、一連の事件に対する証人尋問は全て終了した（朝日・東京3/13、読売・東京3/13、産経・東京3/13）。

## 3. 被告人質問と被害者参加制度

今回の裁判では、地下鉄サリン事件被害者遺族・親族が被害者参加制度を利用し出席している。初公判後、地下鉄サリン事件で夫を亡くした高橋シズエ氏らは、「謝罪の気持ち

見えなかった」と記者会見で印象を述べ、「オウム真理教家族の会」会長の永岡氏もマインド・コントロールの状況から抜けていないと感想を語った（日経・東京 1/17ほか）。

被告人質問では、高橋被告にいまだ松本死刑囚への強い帰依が残っていることがうかがわれた。弁護側による被告人質問で高橋被告は、松本死刑囚へ帰依していく過程を語り、「教団の非合法活動に携わることに逆らえば、死後に地獄に落ちる」と思っていたと証言した。また、「ポア」という言葉が「殺人」を意味する言葉として教団内で使用されていたことを「知らなかった」と述べた。公判中、高橋被告は松本死刑囚を終始「グル」と呼び（毎日・東京 3/24、読売・東京 3/24ほか）、検察による高橋被告への被告人質問では、「(17年間の) 逃亡生活を修行」と思っており、逃亡中も教団の本などを読んでいたことなど、その影響がまだ続いていることが記事になっている（朝日・東京 3/25ほか）。地下鉄サリン事件についての質問では、「サリンを散布することを予想していなかった」として殺意を否定、井上死刑囚が「サリンを散布する」と前日に述べたという証言も否定し、袋入りの液体を「中身がサリンだと思わなかった」と、最後まで起訴内容を否認し続けた（産経・東京 3/25、毎日・東京 3/25ほか）。

被害者遺族らによる被告人質問で、高橋被告は、被害者遺族の高橋シズエさんの松本死刑囚についての質問に対し「(師弟関係が) 続いていると思っている」と述べた。また、「松本死刑囚に帰依しているか」という質問に対しては、松本死刑囚の教えがチベット密教と同じであるとして、「そういう面で教えをまだ信じている」と述べ、現在も強い影響下にあることが述べられた。裁判全体を通して、最後まで遺族への謝罪は無かった（日経・東京 3/27、朝日・東京 3/27ほか）。

#### 4. 求刑と判決

検察側は、論告求刑で高橋被告に一連の事件について「殺意は明らか」として無期懲役を求刑した。高橋被告が「松本死刑囚の指示で、殺人であっても忠実に実践することが、解脱のための修行だと考えていた」と指摘。また、今でも松本死刑囚へ帰依しており、再び犯罪を行う恐れが大きいとも述べた。注目された地下鉄サリン事件については、重要な役割だが従属的な立場であったとした（朝日・東京 3/31、日経・東京 4/1ほか）。弁護側は最終弁論で、各事件の証人の証言が食い違いを見せていることから、裁判員らに証言を慎重に吟味するように呼びかけを行い、起訴内容を否定、無罪を主張した（読売・東京 4/1ほか）。

4月30日、東京地裁は求刑通り無期懲役の判決を言い渡した。判決は起訴された罪のすべてを認定し、世間を震撼させる事件を起こしながらも約17年逃亡した被告は反省の様子が見られず、更生の兆しが見いだせないとした。地下鉄サリン事件についても、毒物をまくことは認識しており、殺意や共謀があったことを認定した（読売・東京 5/1、日経・東京 5/1ほか）。

被害者や遺族は、同判決を「望み通りの結果」として評価し、裁判員らは閉廷後、証言の食い違いの判断に苦慮したことなどを会見で語った（毎日・東京 5/1、産経・東京 5/1ほか）。

#### 5. おわりに

今後、高橋被告と同様に逃亡していた平田被告、菊地被告の控訴審も行われるが、特別手配となっていた彼ら三人の裁判の一審は結審した。高橋被告の裁判は、検察側の起訴内容がほぼ認定されることとなり、各誌では論告後から論評が出されている。一連のオウム事件

を傍聴しているフォトジャーナリストの藤田庄市氏は、高橋被告の裁判について、以前のオウム裁判と違い、高橋被告が松本死刑囚への帰依を強めた背景や過程について、検察や弁護側がほとんど質問を行わなかったことを指摘し、信仰が犯行にどのように結びついたか「解明の点で物足りなさが残った」と語った(読売・東京4/23)。また、ジャーナリストの江川紹子氏も、裁判員裁判による尋問時間の制限などスケジュール的なものが優先されたことで、「教義が社会的なルールより上になってしまった過程」や、地下鉄サリン事件で使われた「サリンの材料などの隠匿を誰が行っていたか」など、未解明の部分と立件されていない事件があることを指摘している(日刊スポーツ5/1)。

なお、高橋被告は判決を不服とし、5月1日付けで東京高裁に控訴した。弁護側は、提出した無罪を指摘する証拠や証言の食い違い、松本死刑囚の証人尋問を認めなかったことなどから控訴を決めた(読売・東京5/5、日経・東京5/5ほか)。

[文責：杉内寛幸]